

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

- 入会林野整備事業の認可申請を適当とする旨の決定(八二一・仙北地域振興局農林部) …………… 1
- 道路の供用開始(八二二・道路課) …………… 1

公告

- 県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部) …………… 1

告示

秋田県告示第八百二十一号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により、大仙市南外奥通り入会林野整備組合組合長佐々木晃一からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十二月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請年月日 平成十八年十一月二十九日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 大仙市南外奥通り入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十八年十二月二十日から平成十九年一月十八日まで
- 四 縦覧場所 仙北地域振興局農林部農林企画課及び大仙市南外総合支所農林振興課

秋田県告示第八百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十二月十九日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	鳥海矢島線	由利本荘市矢島町荒沢字矢越二〇九番から字金沢沖四九番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月二十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十八年十二月十九日から平成十九年一月十二日まで

公告

平成十八年十二月十二日県営土地改良事業(荊橋堰地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月十九日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄